2020年9月9日

　　　　　　**「132号線拡張に反対する沿道住民の会」結成のお知らせ**

2018年9月に「都市計画道路補助132号線拡張計画」を知らされて以来、私たちは一貫　　　して、この事業の見直しを求めてきました。

理由は

1. この計画の手続きは、大日本帝国憲法時代の「旧都市計画法」に基づく手続きしか採られておらず、公聴会や住民の意見書提出などは行なわれていない。したがって、適正手続きを　定めた日本国憲法３１条に違反している。
2. 沿道住民の仕事や生活を脅かし、財産を不当に奪う。
3. 西荻の魅力ある個性的な街並み、商店街を壊す。
4. 理由が後付けで緊急性、必要性に納得できない。
5. コロナ禍の中、1区85億、2区はその倍のコストがかかるといわれている、不要不急の道路計画を中止して、深刻な経済危機を救うべきである。

などが、挙げられます。

この間、私たちの主張に賛同した方たちからの5900筆を超える署名も集まっています。　しかし、区は最初から「決まっていること」として一方的に事業認可を取得し、用地折衝へと計画を推し進めています。

そこで、私たちはこの度、反対する沿道住民同士が結束して、

『132号線拡張に反対する沿道住民の会』を結成いたしました。目的を

「132号線道路拡張に反対して沿道住民が連携し、個別交渉ではなく、団体交渉で対応する」

と定めていますので、今後、会員は一切の個別交渉はせず、会が交渉の窓口となりますことを、

ご報告致します。

現在、コロナ終息の見通しがたたない中、私達沿道住民は対策を講じながら営業を続け、　　　言いようのない将来への不安を感じながら毎日を送っています。この道路拡張計画をがむしゃらに推し進めることは、地方自治法の本旨である「住民の福祉の増進を図ることを」に背くばかりでなく、住民の生活と営業不安を増大させることに他なりません。コロナ対策に多くの財源を　　確保すべき歴史的経済危機の今、杉並区は、１３２号線事業の凍結・中止の決断をし、国と東京都からの補助金、そして区費で賄われているこの事業費、つまりは私たちの税金を、多くの　　　苦しんでいる区民、都民の営業支援などに費やして下さるよう、心よりお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　「132号線拡張に反対する沿道住民の会」

杉並区西荻北 5－9

世話人

加川弘士・照子　中野千枝　原口良子　丸茂年昭
三田ふさ子・真弓　渡邊廉・恵美子　(五十音順)